

京都市国際交流会館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 榊本 頼兼

京都市規則第146号

京都市国際交流会館条例施行規則の一部を改正する規則

京都市国際交流会館条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表舞台設備の項中

3,500
300
1,900
1,400
1,100
300

を

4,200
400
2,300
1,700
1,300
400

に、

「

700
600

」を「

800
700

」に、

400

を「

500

」に、

「

1,200
6,900
4,200

」を「

1,400
8,300
5,000

」に改め、同表音響設備の項中「1,200」を

「1,400」に、

マイクロホン	1本	1,500
無線マイクロホン装置	1チャンネル	3,000

を

マイクロホン	イベントホール用	1 本	1,300
	その他用		1,000
無線マイクロホン装置	イベントホール用	1チャンネル	2,500
	その他用		1,200

に、「600」を「800」に改め、

レコードプレーヤー	1,500
オープンテーブデッキ	1,500

を削り、「700」を「1,200」

に改め、同表映写設備の項中

4,600
2,300
1,200
1,200
3,200

を

8,000
2,800
1,600
1,600
2,800

に、

ビデオセレクター	一 式	2,100
カラーデータビューアー		3,200
テレビ・ビデオテーブデッキセット		3,200
テレビポインター		2,100

を

ビデオセレクター	一 式	2,500
カラーデータビューアー		3,800
テレビ・ビデオテーブデッキセット		2,900

に改め、同表照明設備の項中

400
300
2,300
1,200

を

500
400
3,700
1,500

に、

2,300
6,900
2,100

を

3,600
8,300
2,500

に改め、

同表通訳設備の項中「11,600」を「13,900」に改め、同表楽器の項中

17,300
4,600

を

20,800
6,800

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(総務局国際化推進室)